

7 認知症ケアパス一覧表の各種サービス

1. 認知症に関する医療機関

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------------|--|----------------------|
| かかりつけ医 | 体調の管理や、病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる医師のことです。 | 7ページの 岩倉市内の医療機関 |
| 認知症疾患医療センター | 認知症疾患医療センターは、認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県及び政令指定都市が指定する病院に設置するもので、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応等についての相談受付などを行う専門医療機関です。 | 4ページの 認知症疾患医療センター |

2. 認知症に関するもの

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------------|--|--|
| いわくら認知症ケアアドバイザー会 | 市民ボランティア団体で、「いつまでも、わたしらしく、くらすためのらいふサポート」をモットーとして、認知症サポーター養成講座の開催を主要事業として、認知症に関する啓発活動等を行っています。 認知症サポーター養成講座の出前講座、認知症カフェの運営、高齢者等関係の福祉事業の協賛等を行っています。 | いわくら認知症ケアアドバイザー会 代表 尾関憲明 ☎0587-38-1806 |

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|----------------------------|---|---|
| ケアドカフェ ”ひろみ” | <p>いわくら認知症ケアアドバイザー会が、認知症カフェとして、認知症の人やその家族を始め、誰もが気軽に過ごせる居場所として開催しています。毎週木曜日午後 1 時から午後 4 時まで、で開催しています。</p> <p>《対象者》 どなたでも 《場所》 石仏町長福寺 195 (石仏駅近く) 《開催日時》 毎週木曜日 午後 1 時から午後 4 時まで</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| 認知症 サポーター | <p>認知症の正しい知識や接し方を認知症サポーターの養成講座で学び、自分でできる範囲で認知症の人とその家族をサポートする応援者です。</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| 認知症 サポーター 養成講座 | <p>認知症の正しい知識や接し方を学び、自分でできる範囲で認知症の人とその家族をサポートする認知症サポーターの養成講座を、いわくら認知症ケアアドバイザー会が開催します。</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| 徘徊高齢者等 SOS ネット ワーク事業 | <p>行方不明になった認知症高齢者等を地域の支援を得て早期に発見できるよう、警察や市内の関係機関との支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全と家族等への支援を図るものです。</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |

3. 介護者等を支援するサービス

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------------------|---|---|
| 介護者のつどい「すみれ会」 | <p>在宅で高齢者を介護している人を対象に、少しでも日頃の介護疲れを癒し、また同じ悩みや経験を持つ人と交流することで今後の介護の励みにしていただくこと、介護に関する情報交換等を目的としています。</p> | <p>すみれ会 代表 宮田ヒトミ ☎0587-37-4039</p> |
| 認知症介護者の集い「ひまわりの会」 | <p>認知症の介護を行う家族の人を対象に家族同士の交流と共に、悩みや疑問を話し合う交流会を開催しております。</p> | <p>ひまわりの会 代表 石川順子 ☎0587-37-7689</p> |

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----------------------|--|------------------------------------|
| 徘徊高齢者 家族支援 サービス | 認知症等で徘徊行動のある高齢者と介護者に専用の端末機を貸出し、居場所を確認します。 ≪対象者≫ ① 介護・要支援認定を受けた人の介護者 ② 徘徊高齢者の介護者 | 長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811 |

4. 予防のための教室や講座

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----------------|--|--|
| 介護予防教室 | 65歳以上の人を対象に、運動器の機能向上や口腔機能の向上等を中心に、ストレッチ体操等のプログラムを行います。 また、65歳以上の人のうち、要介護・要支援認定のない人が対象で基本チェックリストによる調査により要介護状態等になるおそれが高いと認められた人を対象に教室を行います。(2次予防) | 長寿介護課 長寿福祉グループ 介護保険グループ ☎0587-38-5811 |
| すこやか脳力 アップ教室 | 認知症予防のために、予防法を学ぶとともに軽い運動や頭の体操ゲームを行います。 | 健康課 (保健センター) 健康支援グループ ☎0587-37-3511 |
| 健康チェック の日 | 保健師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士による、健康に関するご相談や血圧測定・体脂肪測定・尿検査が受けられます。 ≪相談日時≫ 毎月第1・3水曜日(祝日・年始除く) 午前9時から午前11時まで ≪対象者≫ どなたでも ※栄養士・歯科衛生士・作業療法士への相談は予約が必要です。 | 健康課 (保健センター) 健康支援グループ ☎0587-37-3511 |

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|---------------|--|--|
| こころの健康 相談 | <p>臨床心理士による相談が受けられます。</p> <p>《相談日時》 毎月1回木曜日 午後9時30分から午前11時30分まで</p> <p>《対象者》 どなたでも</p> <p>※予約が必要です</p> | <p>健康課 (保健センター) 健康支援グループ ☎0587-37-3511</p> |
| 保健推進員 地区活動 | <p>保健推進員が、地域の皆さんの健康づくりのために「健康づくり教室」「栄養教室」「健康体操」「歩け歩け運動」などを行政区単位で行っています。</p> <p>《対象者》 行政区内にお住いの人</p> | <p>健康課 (保健センター) 健康支援グループ ☎0587-37-3511</p> |
| 訪問指導 | <p>保健師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士による、認知症等の介護予防や生活習慣病予防、療養方法に関することなど、健康についての相談が、ご家庭で受けられます。</p> <p>《対象者》 訪問指導が必要な人</p> | <p>健康課 (保健センター) 健康支援グループ ☎0587-37-3511</p> |
| 訪問歯科診療 | <p>ご家庭で、歯科医師の診療が受けられます。</p> <p>《対象者》 ねたきりの生活を送っている人 障害などのため通院できない人</p> <p>※申込が必要です。費用は受診者の負担となります。</p> | <p>健康課 (保健センター) 健康支援グループ ☎0587-37-3511</p> |

5. 権利を守るためのサービス

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------|---|-----------------------------------|
| 成年後見制度 | 成年後見制度とは、成年者で、認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々を保護し、支援するために、家庭裁判所が成年後見人等を選び、この成年後見人等が財産管理や身上監護（介護サービス、施設への入所などの生活に配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を本人に代わって行う制度です。 | 名古屋家庭裁判所 一宮支部 ☎0586-73-3162 |
| 日常生活自立支援事業 | 物事を理解したり、判断したりすることが難しくなった人が、自立した生活を送れるように、お金や印鑑など管理、福祉サービス手続きの支援をします。 | 岩倉市社会福祉協議会 ☎0587-37-3135 |

6. つながり支援

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----------------|--|----------------------------------|
| いきいき介護サポーター | 介護サポーター活動をとおして、地域貢献、社会参加をしながら、介護予防と健康増進につなげます。また、介護サポーター活動を行い、ポイントが貯まると年間最大 5,000 円の交付金が受けられます。 | 岩倉市社会福祉協議会 ☎0587-37-3135 |
| 多世代交流センター さくらの家 | 高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るとともに、多世代交流の促進を目的とした施設です。浴室、会議室等があります。 ≪対象者≫ 市内在住の 60 歳以上の人、市内在住の小学生以下の者及び同行する保護者 ≪場所≫ 八劔町下池田 806-1 ≪開館時間≫ 午前 9 時から午後 5 時まで ≪休館日≫ 日曜日、祝日、振替休日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで | 多世代交流センター さくらの家 ☎0587-81-4941 |

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------------------|--|-------------------------------------|
| 南部 老人憩の家 | 高齢者に対し教養の向上、レクリエーション、趣味活動等のための場を与え、老人の心身の健康の増進を図る施設です。浴室等があります。 ≪対象者≫ 市内在住の60歳以上の人 ≪場所≫ 大地町郷前32 ≪開館時間≫ 午前9時から午後5時まで ≪休館日≫ 日曜日、祝日、振替休日、12月29日から1月3日まで | 南部老人憩の家 ☎0587-37-0497 |
| ふれあい ・いきいき サロン事業 | 趣味やレクリエーションを通じて、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供しています。この事業は地域の誰もが自由に参加できる気軽な交流の場です。月1回から2回程度、自治会会館等で開催しています。 | 岩倉市社会福祉協議会 ☎0587-37-3135 |
| 老人クラブ | 明るい長寿社会をつくるために、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っている自主的な組織です。入会を希望される人は、地元の老人クラブへお申し出ください。 ≪対象者≫ おおむね60歳以上の人。 | 岩倉市老人クラブ連 合会事務局 ☎0587-37-3834 |
| シルバー人材 センター | シルバー人材センター会員が、屋内・屋外清掃、除草だけでなく各種修繕、塗装等登録会員の知識と経験を生かした就業を有償で行います。 | 岩倉市シルバー人材 センター ☎0587-66-2223 |

7. 生活を支援するサービス

※各サービスは、対象者、所得要件等が異なりますので、詳細は問い合わせ先にご連絡ください。

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------|--|------------------------------------|
| 紙おむつ 支給事業 | 在宅で介護をしている人に介護用品（紙おむつ）の利用券を月6,250円分を支給します。 ≪対象者≫ 市民税非課税世帯で、要介護4・5の人を在宅で介護している人 | 長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811 |

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----------------------|--|---|
| 緊急通報装置 設置事業 | <p>緊急通報装置を設置し、急病時に緊急通報センターを通して、速やかに救助、援助につなげます。 ※設置費用の自己負担あり</p> <p>《対象者》</p> <p>① ひとり暮らし老人認定があり、固定電話回線を有し、要介護認定者、またはそれに準ずる人で必要と認められる人</p> <p>② とともに 70 歳以上の高齢者夫婦のみの世帯であって、固定電話回線を有し、いずれかが要介護認定者、またはそれに準ずる人で必要と認められる夫婦等。</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| 寝具丸洗・乾燥 事業 | <p>対象者の使用する寝具を回収し、丸洗乾燥（年 1 回）、乾燥（年 2 回）を無料で行います。</p> <p>《対象者》</p> <p>① ひとり暮らし老人認定がある人</p> <p>② 常時ねたきりの状態の人</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| 生活支援型 給食サービス 事業 | <p>食生活の改善・安否確認を目的に、毎日夕食を配達します(年末年始等を除く)。1食668円(自己負担340円)</p> <p>《対象者》</p> <p>① ひとり暮らし老人認定があり、要介護認定者、またはそれに準ずる人で、本人が炊事、買い物などができずそれを支援する親族が近くにいない人</p> <p>② とともに 75 歳以上の高齢者夫婦のみの世帯であって、いずれかが要介護認定者、またはそれに準じ、炊事、買い物などができずそれを支援する親族が近くにいない人 等。</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------------------------------|--|---|
| ねたきり 老人等 介護者手当 | <p>ねたきり老人等を在宅で 3 ヶ月以上介護している人に月額 5,000 円の手当てを支給します。</p> <p>《対象者》 在宅で次のいずれかに該当する人を常時介護している介護者 ① 介護 4・5 の人 ② 市が認定した認知症高齢者</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| ひとり暮らし 老人認定 | <p>ひとり暮らしの高齢者で、ご希望される人に定期的に担当民生委員が訪問し生活相談や安否確認等を行います。</p> <p>《対象者》 市内在住の 65 歳以上のひとり暮らしの人</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| 訪問理美容 サービス事業 | <p>理容師又は美容師が対象者宅を訪問し、無料で理美容サービスを行います(年 6 回実施)。</p> <p>《対象者》 65 歳以上で在宅の人で次のいずれかに該当する人 ① 介護 4・5 の人 ② 常時ねたきりの状態の人</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| 高齢者 すこやか タクシー 料金助成事業 | <p>日常生活において社会活動が容易にできるよう、タクシーの基本料金と迎車料金を助成します。 ※チケット月 2 枚</p> <p>《対象者》 85 歳以上の人</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |

| サービス名 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------------------------|--|---|
| <p>リフト タクシー 料金助成事業</p> | <p>通常の手での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用チケットを交付し、料金の半額を助成します。※チケット月1枚、上限5,000円</p> <p>《対象者》 在宅で次のいずれかに該当する人</p> <p>① 介護4・5の人</p> <p>② 常時ねたきりの状態の人</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |
| <p>老人 日常生活用具 給付事業</p> | <p>日常生活の便宜を図るため、電磁調理器等の用品を給付します。</p> <p>※利用者世帯の所得段階に応じ、自己負担あり</p> <p>《対象者》</p> <p>次のいずれかに該当し、市が必要と認めた人</p> <p>① 市が認定したひとり暮らし老人</p> <p>② 市が認定したねたきり老人</p> | <p>長寿介護課 長寿福祉グループ ☎0587-38-5811</p> |

8. 介護保険サービス

| サービス名 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | ねたきりや認知症により日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話を受けるサービスです。 ※原則として要介護3～5の人が対象です。 |
| 介護老人保健施設 (老人保健施設) | 症状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。 |
| 住宅改修費 支給 | 日常生活の自立や生活環境を整えるため住宅改修をする際の費用を支給するサービスです。 ≪対象工事≫ ① 手すりの取り付け ② 段差の解消 ③ 引き戸などへの扉の取り替え ④ 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更 ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え |
| 小規模多機能型居宅介護 | 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。 |
| 短期入所生活介護 (ショートステイ) | 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行うサービスです。 |
| 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) | 介護老人保健施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練、医師の診療などを受けるサービスです。 |
| 通所介護 (デイサービス) | 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行うサービスです。 |
| 通所リハビリテーション (デイケア) | 介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを行うサービスです。 |

| サービス名 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 特定福祉用具 販売 | <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を購入する際の費用を支給するサービスです。</p> <p>《対象品目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 腰掛け便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具 ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトのつり具 |
| 認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) | <p>認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。※要支援1の人は利用できません。</p> |
| 福祉用具貸与 | <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできます。</p> <p>《対象品目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 車いす ② 車いす付属品（電動補助装置など） ③ 特殊寝台 ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど） ⑤ 床ずれ防止用具 ⑥ 体位変換器 ⑦ 手すり（工事をともなわないもの） ⑧ スロープ（工事をともなわないもの） ⑨ 歩行器 ⑩ 歩行補助つえ ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 ⑫ 移動用リフト（つり具を除く） ⑬ 自動排泄処理装置 <p>※介護認定により利用できない対象品目あり</p> |
| 訪問介護 (ホームヘルプ) | <p>ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの生活援助や身体介護を受けるサービスです。</p> |
| 訪問看護 | <p>疾患などを抱えている人について、看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。</p> |
| 訪問リハビリ テーション | <p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。</p> |

9. 高齢者向け住宅

| サービス名 | 内容 |
|-----------------------|--|
| サービス付き 高齢者向け 住宅 | 高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談サービスを提供して高齢者を支援する住宅です。 |
| 有料老人 ホーム | 有料老人ホームは、高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」となっています。有料老人ホームでのサービス内容や入居に際しての条件等は有料老人ホームによって異なりますので直接お問い合わせください。 |